



久御山町上下水道だより

2020. 1

発行 久御山町事業建設部上下水道課
〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地
TEL : 075-631-9987 / 0774-45-3919 FAX : 0774-46-0086

令和2年(2020年)1月検針分から水道料金を改定します

水道料金改定の背景

1. 水道施設や水道管の老朽化・耐震化対策

水道施設等の老朽化は、漏水事故や災害時の断水などの大きな被害をもたらす恐れがあります。安全、安心な水を安定的に供給するため、また、今後発生が想定される大地震に備え、可能な限り被害を最小限に抑えるためには、水道施設等の更新・耐震化事業に計画的に取り組んでいかなければなりません。



2. 京都府営水道の受水費（購入費）の改定

本町の水道水源は、町内にある深井戸から汲み上げている自己水源の他に、京都府営水道からの受水と、地理的要因による京都市からの分水とがあります。このうち京都府営水道からの受水費（購入費）が平成28年4月に値上げされ、今後さらに値上げされる見込みです。

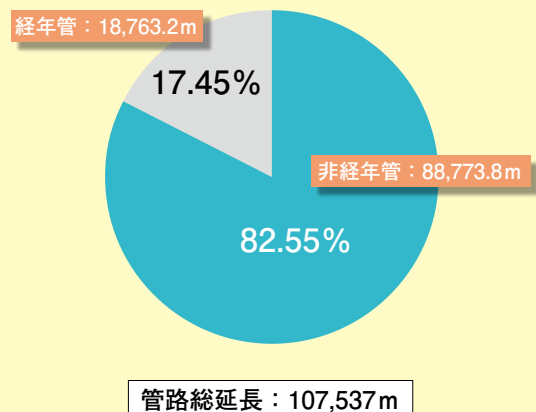
3. 水道料金収入の減少

本町水道事業では、水道をご利用いただいている皆様の負担軽減を図るため平成13年度に水道料金の減額改定を行って以来、約18年間料金を据え置いてきましたが、人口の減少、節水意識の高まり、節水型機器の普及などの影響により、本町の水道使用量は減少を続けています。水道使用量の減少に伴い、水道事業経営の主な財源である水道料金収入が減少しており、平成20年度と平成30年度を比較すると約4,400万円、10.1%の減収となっています。

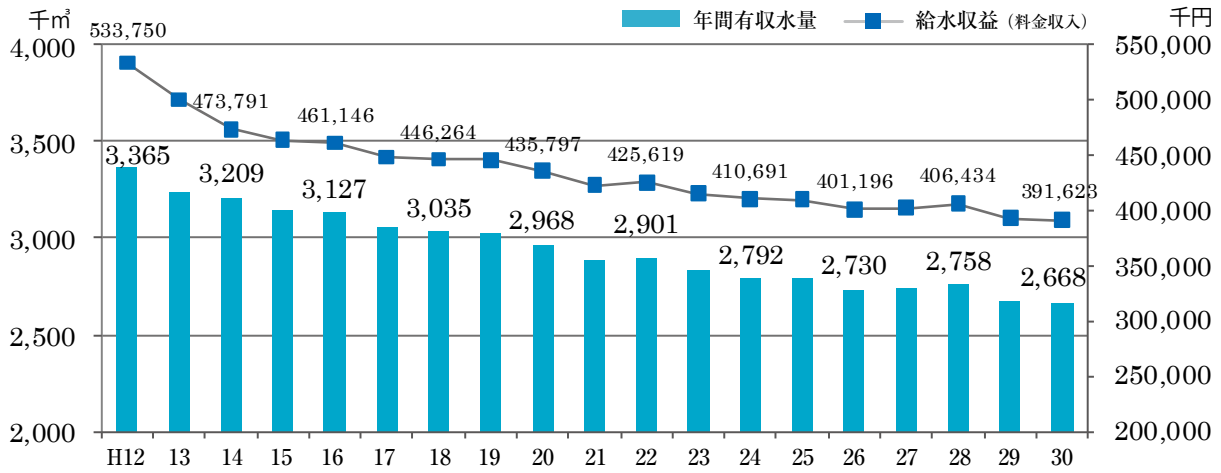
●水道管路の現状（平成30年度末現在）

経年管とは、法定耐用年数である40年を経過した管のことで、今後、計画的に管路の更新を進めていかなければ、管路経年化率は上昇し続けます。

【管路経年化率】



●有収水量と給水収益（料金収入）の現状



水道事業検討委員会

このような背景から、平成30年9月に、有識者や住民公募の方などから構成される「久御山町水道事業検討委員会」を設置し、今後の水道事業の経営についてご検討いただきました。その結果、経営健全化と経営基盤の強化、そして今後の水道施設等の更新・耐震化のための財源確保には、水道料金を改定する必要があるとの結論に至りました。

※水道事業検討委員会の内容は町ホームページで公開中です。



検討委員会委員長が町長へ提言書を提出

新しい水道料金は表のとおりで、令和2年1月検針分から適用します。

●水道料金表 (2カ月分) (税抜)

口径	基本料金	従量料金 (使用水量 1 m³につき)				
		20m³まで	21m³から 40m³まで	41m³から 1,000m³まで	1,001m³から 6,000m³まで	6,001m³以上
~20mm	2,000円	40円	145円	160円	180円	200円
25mm	3,000円					
30mm	6,000円					
40mm	24,000円					
50mm	50,000円					
75mm	120,000円					
100mm	220,000円					
150mm	500,000円					
200mm	1,000,000円					

※現行料金で定めているメーター使用料は、口径別の基本料金に含まれることになります。

今回は、下水道使用料は改定しません。



主な変更点

●料金体系を用途別から口径別へ移行しました。

これまで本町では、水道の使用用途（家事用・営業用など）により料金を設定する用途別料金体系を採用していましたが、口径が大きいほど水道施設への負担は大きく、その準備にも多くの費用がかかります。そのような理由から、基本料金は口径の大きさにより負担することが望ましいという結論に至りました。

●基本水量を廃止しました。

近年、高齢者世帯、単身世帯が増加し、基本水量内の水しか使わないお客様が増加しています。基本水量内では、使用水量に違いがあっても料金が同一となるため、使用水量が少ないお客様には、基本水量は不利な条件となります。使用水量に応じた適正な料金負担をお願いできるように、基本水量を廃止しました。

●基本料金への配分割合を強化しました。

水道水をお客様へ供給するための経費は、設備投資等にかかる固定費の割合が非常に高くなっています。安定的な事業経営を行うためには、水需要の変動による影響を受けない基本料金により、固定費を適正に回収する必要があります。そのような理由から、お客様からいただく水道料金のうち、従量料金でいただく割合を引き下げ、基本料金でいただく割合を上げることとしました。

●現行水道料金と改定後水道料金の比較

（家庭用、口径20ミリの場合・2カ月分（税抜））

2か月の使用水量	現行料金	改定後料金	差額
10m ³	1,946円	2,400円	454円
20m ³	2,398円	2,800円	402円
40m ³	4,658円	5,700円	1,042円
60m ³	7,358円	8,900円	1,542円

今後も、住民生活や町内企業の
経済活動に必要不可欠な、
安全、安心な水道水を、安定的、
持続的に供給し続けるために、
皆様のご理解とご協力をお
願いします。

今後の事業計画

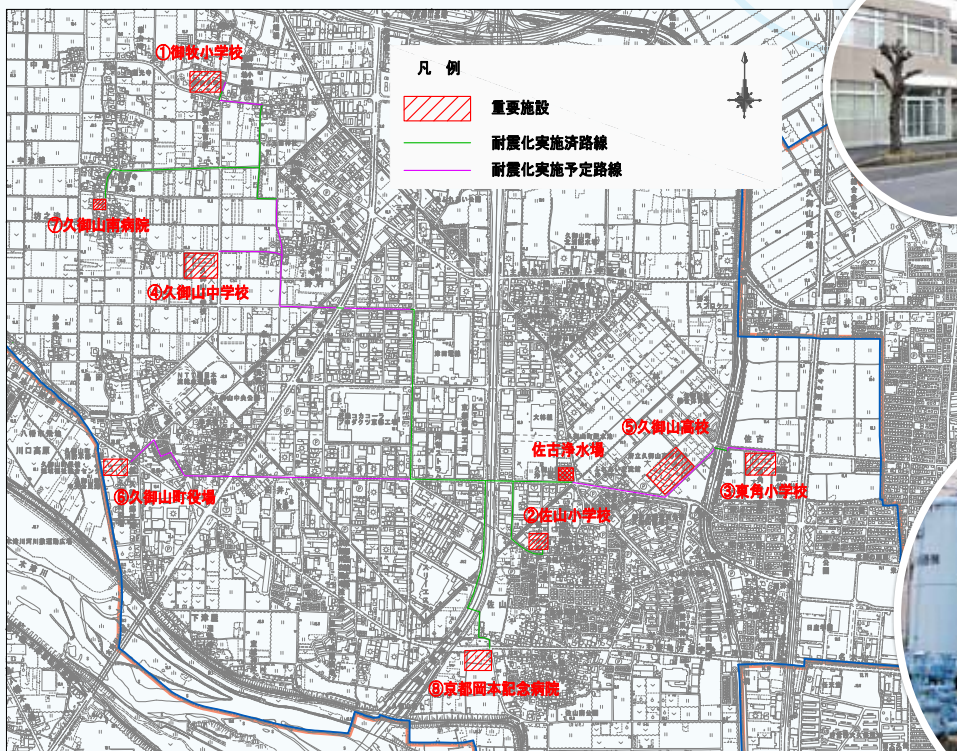
本町水道事業では、現在、令和9年度までに重要給水施設配水管耐震化事業を、令和11年度までに鉛製給水管改修事業を完了させる計画で事業を進めています。上記の事業が完了した後は、残る管路についても更新計画を策定し、順次更新・耐震化を進めていきます。

重要給水施設配水管とは

耐震化が完了した佐古浄水場と広域避難場所に指定されている御牧小学校・佐山小学校・東角小学校・久御山中学校・久御山高等学校の5校、また、広域避難場所であり災害時の基幹施設ともなる久御山町役場、さらには、災害時の救急指定病院に位置付けられた久御山南病院及び京都岡本記念病院を結ぶ配水管です。



●重要給水施設配水管の耐震化の状況（平成30年度末現在）



佐古浄水場



地方公営企業の経営の原則

水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける事業であり、常に企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

また、水道事業は、受益者負担の原則に則った『独立採算制』により経営しなければならないとされています。つまり、税金でまかなわれている

一般の行政サービスとは異なり、事業に必要な経費は、主に事業による収入である水道料金でまかなわなければならないということです。

水道事業では、必要不可欠な水道水を、安全に、安定的、持続的に供給することと、企業としての経済性を発揮し、能率的・合理的な経営を図ることとの両立を常に追求しています。

上下水道料金にかかる消費税

令和元年10月1日の消費税率改定に伴い、本町上下水道料金にかかる消費税についても、新税率10%を適用させていただきます。

令和元年9月30日以前から継続してご使用い

ただいているお客様は、経過措置により令和元年12月1日以降の検針分（通常は1月検針分）からの適用となります。

上下水道料金の計算

水道メーターの口径と使用水量（2か月）を入力していただくと、上下水道料金が計算できる「上下

水道料金計算シート」と各口径ごとの「上下水道料金早見表」を町ホームページに掲載しています。

お問い合わせ窓口

現在、上下水道課では、改定の内容を含む水道事業に関するご質問・お問い合わせにお答えするため、お問い合わせ窓口を開設しています。お電話での対応もしておりますので、お気軽にお問い合わせください。